

<交付申請について>

| | |
|----|---|
| Q1 | 豊島区が障害福祉サービス給付の実施機関となる障害者に対して、地域移行に関する相談支援を行うが、相談支援事業所、その運営法人ともに豊島区内にはない。補助対象事業所になりますか？ |
| A | 対象になります。 |
| Q2 | 豊島区以外の精神科病院に入院中の障害者への地域移行に関する支援は、申請は可能ですか？ |
| A | 支援を利用する障害者について、豊島区が実施機関となる場合は申請対象です。なお、実績報告時には、利用障害者別に地域移行の実施結果や本事業に係る支援状況等（入所施設等種別を含む）の報告書への記載のほか、豊島区が実施機関となること分かるものも提出していただきます。 |
| Q3 | 「特定相談支援事業所または一般相談支援事業所を運営していることが確認できる書類」とは具体的にどのような書類ですか？ |
| A | 事業所の指定通知・登記簿謄本・会社定款の写しなどを想定しています。 |
| Q4 | 複数の相談支援事業所を運営しているが、地域移行に関する支援を実施する事業所は1つです。交付申請書に地域移行支援を実施しない事業所についても記載が必要ですか？ |
| A | 本補助金の対象である地域移行に関する支援の実施が見込まれる相談支援事業所分のみ記載してください。なお、複数の事業所で支援が見込まれる場合は、事業所ごとの相談連携支援計画書を作成してください。 |
| Q5 | すでに、令和8年3月から地域移行に関する支援を実施している障害者がいる。申請可能ですか？ |
| A | 令和8年3月分は対象外ですが、令和8年4月からの分は対象になります。報酬算定月前の相談支援についてご申請可能です。 |
| Q6 | 令和8年4月に1事業所分を申請したが、令和8年10月に他の事業所で利用対象にあたる障害者から相談があった。追加申請できますか？ |
| A | 追加申請可能です。 |
| Q7 | 他事業の助成金等との併用は可能ですか？ |
| A | 本事業に係る経費と同一の経費(同じ用途)について、重複して助成金や委託料等の支払を受ける場合には対象外となり、併用はできません。 |
| Q8 | 郵送で提出する場合、どのように送付すれば良いですか？ |
| A | 郵送方法に指定はございませんが、レターパック等の配達状況の分かる形での送付をご検討ください。 |

| | |
|-----|--|
| Q9 | 申請書を窓口を持参する場合には予約は必要ですか？ |
| A | 予約は必要ありません。なお受付時間は、平日午前9時～午後5時となります。 (時間外・閉庁日には受付できません。) *担当が不在の場合でも受付いたします。 |
| Q10 | 申請書は返却されますか？ |
| A | ご提出された書類は返却いたしません。必要な場合はコピーをとりご提出ください。 |
| Q11 | 申請後、交付決定までどれくらい日数がかかりますか？ |
| A | 申請書を収受した月の翌月上旬に「交付決定通知書」を郵送予定です。 |
| Q12 | 申請期間中なら、要件に該当すれば、全て交付決定されますか？ |
| A | 予算の範囲内での補助金交付となります。申請状況により、予算を超える可能性が判明した等の場合、豊島区公式サイトでお知らせいたします。 |
| Q13 | 補助対象期間について具体例を教えてください。 |
| A | (具体例) 令和8年 5月 家族から問い合わせ 6月 本人及び家族と面談 7月 契約、本人、家族、施設や関係機関と打合せ、計画案作成 8月 本人、家族、施設や関係機関と調整、計画案修正 9月 本人、家族、施設や関係機関と再調整、計画案再修正 10月 本人、家族、施設と具体的調整 11月 初回報酬請求 上記例の場合、令和8年6月～10月の5か月のうち <u>2か月分</u> が補助対象期間です。 |
| Q14 | 利用者と面談し、アセスメントの実施など地域移行に向けた調整を進めていたが、状況が変わり移行が取りやめとなった場合も補助対象となりますか？ |
| A | 対象です。 |
| Q15 | 補助対象経費として、人件費、交通費、消耗品費等、地域移行支援の具体的な実施に関わるものであれば、対象としてよいですか？ |
| A | 個別に利用者へ地域移行に関する支援を実施した場合は、対象です。 |
| Q16 | 障害児入所施設からグループホームへの移行は対象ですか？ |
| A | 対象です。 |
| Q17 | 障害児入所施設から成人サービス（施設入所以外）への移行は対象ですか？ |
| A | 対象です。 |
| Q18 | 障害児入所施設から障害者支援施設への移行は対象ですか？ |
| A | 地域への移行ではないので対象外です。 |
| Q19 | 先に移行先のグループホームが内定していて、それから相談支援事業所に相談が来た場合も対象ですか？ |
| A | 対象です。 |

| | |
|-----|---|
| Q20 | 補助対象について報酬算定以前の支援に係る経費とあるが、給付に繋げることが前提なのか。 |
| A | 結果として給付につながらなかった支援に係る経費も補助の対象となりますが、初回算定を申請以降の業務については補助対象外となります。 (給付を受けた月以降は対象外です) |
| Q21 | 体調悪化で入院してしまい、サービスが途切れてしまった方について、その後の退院支援を実施した場合、補助対象となりますか？ |
| A | 初回請求月の前であれば、入院している方に対する地域への移行を目的とした退院支援は対象となります。 |
| Q22 | 地域移行につながる前のインテークも対象ですか？ |
| A | 家族との面談など、地域移行につながる前のインテークも対象となります。 |

<実績報告について>

| | |
|-------|--|
| Q 2 3 | 実績報告書の提出期限は？ |
| A | 補助事業が完了した日から60日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。（令和9年2月・3月の事業完了日の場合、令和9年3月31日が提出期限となります） |
| Q 2 4 | 交付申請時より利用者数及び利用月数が増えたが、その分も対象になりますか？ |
| A | 交付決定額を超える場合は、変更申請をしてください。変更が承認された場合は、対象となります。 なお、複数事業所申請で、事業所別では申請額が超えていても、合計額が交付決定額以下の場合は、変更申請は不要です。 |
| Q 2 5 | 相談連携支援を計画して交付申請したが、実施ができなかった。その場合も、実績報告書の提出が必要ですか？ |
| A | 延べ利用月数が0の場合は、補助金変更（中止・廃止）承認申請を提出してください。 |
| Q 2 6 | 地域移行に関する支援が本人の意向で中断した月があった。補助対象月数に算入することはできるか？ |
| A | 支援を実施しなかった月及び報酬を算定した月以降は補助対象外です。 |
| Q 2 7 | 地域移行に関する相談支援を行ったが、地域移行できなかった利用者がいた。補助対象の利用者となりますか？ |
| A | 地域移行できなかった場合も、個別具体的な支援を実施した利用者は、対象です。当該利用者について、報告書の地域移行実施状況欄に移行しなかったに○をし、支援した月、内容等も記載してください。 |
| Q 2 8 | 実績報告書にはどのような資料を添付すればよいですか？ |
| A | 事業所ごとに作成した相談連携支援実施報告書（様式10）、利用者の住所が豊島区外の場合は、給付の主体（実施機関）となる自治体が豊島区とわかる書類もあわせて、添付してください。 |
| Q 2 9 | 実績報告書の提出後、額確定までどれくらい日数がかかりますか？ |
| A | 報告書を収受した月の翌月上旬に「交付額確定通知書」を郵送予定です。 |

<補助金請求について>

| | |
|-------|--|
| Q 3 0 | 補助金請求書はいつ提出しますか？ |
| A | 区から額確定通知書が届きましたら、記載内容をご確認うえ、「障害者等の地域移行に関する相談連携支援補助金請求書」（様式12）をご提出ください。 |
| Q 3 1 | 振込口座名義は法人名ですか？事業所名ですか？ |
| A | 交付申請をした法人名義の口座をご記入ください。 |
| Q 3 2 | 請求書の提出後、口座に入金されるまでどれくらい日数がかかりますか？ |
| A | 請求書を収受した月の翌月中旬頃までに入金予定です。 |